

平成30年第3回那須烏山市議会6月定例会（第1日）

平成30年6月5日（火）

開会 午前10時00分

散会 午前11時53分

◎出席議員（17名）

1番	青木敏久	2番	興野一美
3番	堀江清一	4番	荒井浩二
5番	福田長弘	6番	村上進一
7番	矢板清枝	8番	滝口貴史
9番	小堀道和	10番	相馬正典
11番	田島信二	12番	渋谷由放
13番	久保居光一郎	14番	沼田邦彦
15番	中山五男	16番	高田悦男
17番	平塚英教		

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	國井豊
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	滝田勝幸
総合政策課長	石川浩
まちづくり課長	佐藤博樹
総務課長	福田守
税務課長	水上和明
市民課長	佐藤加代子
福祉事務所長兼健康福祉課長	稲葉節子
こども課長	神野久志
農政課長	菊池義夫
商工観光課長	小原沢一幸
環境課長	小林貞大

都市建設課長
上下水道課長
学校教育課長
生涯学習課長
文化振興課長

小田倉 浩
佐藤 光明
岩附 利克
柳田 啓之
糸井 美智子

◎事務局職員出席者

事務局長
書記
書記

大谷 啓夫
菊地 静夫
藤田 真弓

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第 1号 平成29年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書
について（市長提出）
- 日程 第 4 議案第 4号 人権擁護委員候補者の推薦について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第 2号 那須烏山市税条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第 3号 那須烏山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関
する基準を定める条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 1号 平成30年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）に
ついて（市長提出）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（沼田邦彦） おはようございます。傍聴席には、早朝より足を運んでいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいま出席している議員は17名です。定足数に達しておりますので、平成30年第3回那須烏山市議会6月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので御了承願います。

次に、本日からの定例会に当たり、去る5月29日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願い申し上げます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（沼田邦彦） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に、

5番 福田議員

6番 村上議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（沼田邦彦） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から6月11日までの7日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から7日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので御協力願います。

◎日程第3 報告第1号 平成29年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（沼田邦彦） 日程第3 報告第1号 平成29年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

なお、以降の議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略します。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第213条の規定に基づき、平成30年第1回那須烏山市議会3月定例会において、翌年度へ繰り越す予算措置を行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

繰越事業の主な内容を御説明申し上げます。

まず、総務費の庁舎整備費につきましては、烏山庁舎屋根改修工事の工法協議や設計に不測の日数を要したためであります。農林水産業費の畜産振興費につきましては、畜産担い手育成総合整備事業において、施設配置計画の見直しやそれに伴う設計変更の手續に不測の日数を要したためであります。

土木費の河川総務費（急傾斜地崩壊対策事業費）につきましては、県事業が繰り越しとなったことに伴うものであります。

教育費の武道館施設整備費につきましては、隣接するJR烏山線の既設排水路との取りつけ工法協議に不測の日数を要したためであります。

以上4事業の繰越明許費、繰越事業費について御報告申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件であります。この際、質疑があればこれを許します。

17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 平成29年度の一般会計の繰越明許費繰越計算書ということでございまして、4件出ているわけですが、それぞれ平成30年度の……、その前にこの一つ一つの事業がどういうふうに進められているかという点と、いつごろまでにこれが実施される、完了する見込みなのか、その辺について一つ一つ御説明をお願いしたい、このように思います。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） それでは、繰越計算書について説明いたします。私のほう

からは、総務費と土木費と教育費、その3件について説明させていただきます。

まず最初に、総務費の庁舎整備費につきましては、烏山庁舎の外部の補修工事でございます。現在、皆さん御存じのように施工中でございまして、7月末をもって予定として現在、施工中でございます。

次に、土木費の河川総務費の300万円なんですけど、こちらは市長の説明で栃木県が実施します急傾斜地対策事業ということで、施工箇所は国道294号の烏山バイパスの山あげ大橋から東側の崖の旭表地区というんですが、そちらの急傾斜地対策事業の負担金でございます。こちらは栃木県の事業費が3,000万円ということで、その10分の1ということで、私どものほうで300万円負担ということでやっております。

こちら、平成29年度の国の追加補正の予算なものですから、私どものほうでは3月補正をいただいて、全繰りをしている状況でございます。ですから、こちらの事業については実施は予算格付は平成29年度なんですけど、実際実施は30年度ということになりまして、30年度末までということになっています。

こちら、今年度の事業内容なんですけど、のり面の崩壊を防ぐ対策工事をやるために、のり面の地質調査、それとのり面の詳細設計が事業内容でございます。

次に、教育費の武道館施設整備について説明申し上げます。こちらは現在、先ほど市長が説明したように、武道館の敷地の西側の擁壁等の工事と、あと駐車場をつくるための下地の工事をやっております。こちらは現在進行形でございまして、現在の工事が7月末を完成予定としております。その後、今度は仕上げの舗装工事をこれから発注しますので、大体、予定としましては9月末ということで現在、進めております。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） ただいま平塚議員から御質問の繰り越しにつきまして、御説明申し上げます。

2段目の畜産振興費2,192万円の繰越額でございますが、この事業は平成27年度から実施をしております。予定では、平成31年度までということで完成を全体的には見込んでいる事業でございますが、繰り越し分につきましては、平成29年度総事業費で約1億6,800万円程度の事業費でございます。平成29年度の出来高につきましては、約87%、1億4,600万円ほどでございました。

繰り越しにつきましては、先ほど市長からの提案理由のとおり、敷地・用地の造成工事等に日数を要したため繰り越しといたしましたが、繰越額2,192万円につきましては、畜産農家、家畜の畜舎等の整備がおおむね10月をめどに完成ということで今、進めております。

あわせて平成30年度の事業も行っておりますので、繰り越しについては以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 13番久保居議員。

○13番（久保居光一郎） ただいまのこの繰越明許費繰越計算書の中の、ただいま都市建設課長から答弁がございました教育費の武道館施設整備についてでありますけれども、今の課長の説明ですと、西側の擁壁をやって、その後、駐車場の整備をして7月に完成予定であるということでもありますけれども、これは私たちはこの完成図をいただいているのかな、どうなのかなとちょっとわからないところがあるんですが、これの完成予定図みたいなのはあるんでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 済みません、現在説明したのは、平成29年度の事業内容で説明したんですが、平成30年度の当初予算のときに、委員会審議のときに資料は全てお渡ししておりますので、それで間違いありませんので。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、報告第1号については、報告のとおりでありますので御了承願います。

◎日程第4 議案第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（沼田邦彦） 日程第4 議案第4号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第4号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を聞いて候補者を法務大臣に推薦することになっております。現在、人権擁護委員であります雫正俊氏及び藤川伸一氏が、平成30年9月30日をもって任期満了となりますので、後任の人権擁護委員として引き続き藤川伸一氏と、今回勇退されます雫正俊氏にかわり、新たに矢口千賀子氏を推薦いたしたく、提案するものであります。

藤川伸一氏は、平成27年10月1日から1期3年にわたり人権擁護と人権思想の普及に邁

進され、宇都宮人権擁護委員協議会事務局の要職を務められたほか、本市の男女共同参画推進委員会委員として、男女共同参画計画の策定に御尽力いただきました。引き続き人権擁護委員として御期待申し上げる次第であります。

御勇退されます雫正俊氏は、平成24年10月1日から2期6年にわたり、人権の擁護と人権思想の普及高揚に御貢献されました。ここに雫正俊氏の長年の御活躍に対しまして深く敬意と感謝を申し上げます。

また、今回、新たに推薦いたします矢口千賀子氏は、誠実、温厚な人柄で、35年の長きにわたり小学校教諭として教鞭をとられ、その後も心の教室相談員として3年間にわたり子供たちに寄り添っていただきました。

藤川、矢口両氏とも地域住民の信望が厚く、人権擁護委員として適任者であります。何とぞ御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

13番久保居議員。

〔13番 久保居光一郎 登壇〕

○13番（久保居光一郎） ただいま上程されました日程第4 議案第4号 人権擁護委員の推薦について、私は賛成の立場から討論を行うものであります。

市長の提案理由の説明にもありましたけれども、現在、人権擁護委員を務めていただいている雫正俊氏及び藤川伸一氏は、平成30年9月30日をもって任期満了となることから、その後任の人権擁護委員として、藤川伸一氏は引き続き委員として推薦し、また、今回で勇退される雫正俊氏にかわり新たに矢口千賀子氏を推薦したいとの提案であります。

勇退される雫正俊氏におかれては、2期6年にわたり御尽力いただいたことに対しまして、心から感謝と敬意をあらわすものであります。

藤川伸一氏は、平成27年10月1日から1期3年にわたり人権擁護委員として、また、宇都宮人権擁護委員協議会事務局の要職を務められ、その経験と実績は誰もが認めるところであります。

同じく、新たに推薦された矢口千賀子氏は、大学卒業後35年にわたり小学校の教員として活躍されました。退職後は心の相談員として烏山小学校に配属となり、平成30年3月までの3年間、子供たちに寄り添うとともに、悩み事の相談を受け、それらを解決に導くなどの実績があり、あわせて温厚、誠実な人柄であることから、地域住民の信望も厚く、広く地域の実情に通じた識見をお持ちの方であります。

人権擁護委員は、地域の方々から人権に関する相談を受け、その問題解決のお手伝いや人権侵害による被害の救済、また、人権についての啓発活動等が主な責務であります。以上申し上げましたように、藤川伸一氏と矢口千賀子氏はまさに適任者と考えられます。

以上、私の賛成討論といたします。

○議長（沼田邦彦） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第4 議案第4号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第5 議案第2号 那須烏山市税条例等の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第5 議案第2号 那須烏山市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布され、本条例の一部改正が必要となったため、提案するものであります。

主な改正点を申し上げますと、個人市民税関連では、納税義務者の見直し、非課税の範囲、所得控除及び調整控除の改正であります。たばこ税関連では、税率引き上げ等の見直しであり、換算割合は5年間かけて移行していきます。また、固定資産税関連では、再生可能エネルギー発電施設の該当施設及び生産性向上特別措置法の先端設備等を、わがまち特例に追加いたしました。

なお、詳細につきましては税務課長より説明をさせますので、慎重審議をいただきまして、可決、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

水上税務課長。

○税務課長（水上和明） それでは、命によりまして、議案第2号の税条例の一部改正につきまして御説明を申し上げます。

本案件は、市長提案のとおり、地方税法等の改正に伴いまして税条例を改正するものです。

主な改正点ですが、個人市民税に関しましては非課税範囲の変更、給与所得控除、公的年金等控除、基礎控除の見直しになります。資産税に関しましては、生産性向上特別措置法により、中小企業が導入する先端設備等をわがまち特例に追加するもの、また、再生可能エネルギー発電施設に関するわがまち特例が、従来の発電方法による区分から、発電方法と発電規模を組み合わせた区分に整備するものです。たばこ税に関しましては、平成30年10月から段階的に引き上げを行うもの、及び加熱式たばこの課税方式の見直しを行うものです。

詳細につきましては、新旧対照表により御説明申し上げますので、1ページをごらんください。

まず、第1条による改正から御説明申し上げます。初めに、第23条ですが、第1項は法改正に伴う文言の修正、第3項は、法人格のない社団等について、電子申告義務化に係る規定を適用しないことにするもので、平成32年4月1日からの施行となります。

次に、第24条ですが、第1項については、障害者、未成年者、寡婦及び寡夫——「2番目の「カフ」は「夫」のほうの寡夫——に対する非課税措置の所得要件を、「125万円を超える場合」から「135万円を超える場合」に変更するもの、第2項は、控除対象配偶者の定義変更に伴う整備及び均等割の非課税限度額を10万円引き上げるものです。定義変更につきましては、平成31年1月1日から、非課税限度額の引き上げは平成33年1月1日からの施行となります。

次に、2ページになります。第34条の2ですが、基礎控除に所得の上限が創設されたもので、平成33年1月1日からの施行となります。

次に、第34条の6ですが、基礎控除に所得上限が創設されたことに伴い、前年の合計所得

の金額が2,500万円を超える納税義務者について、調整控除を適用しないこととしたもので、平成33年1月1日からの施行となります。

次に、3ページ、第36条の2ですが、法改正により公的年金等受給者の扶養親族等申告書に源泉控除対象配偶者の記載事項が加えられたことにより、その部分が除かれたもの及び文言の修正で、平成31年1月1日からの施行となります。

次に、第48条ですが、事業年度開始日における資本金または出資金が1億円を超える法人等の申告については、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ地方税共同機構を経由して行わなければならないことを新たに規定したもので、平成32年4月1日からの施行となります。

続きまして、4ページですね。92条からは、たばこ税の改正になりますが、たばこ税の改正については、最後にまとめて御説明させていただきますので、ページが飛んで恐縮ですが、8ページをごらんください。まず、表、中ほどの附則第5条でございますが、これは市民税の所得割の非課税の範囲について、基礎控除への10万円の振りかえにより、要件となる合計所得金額が10万円引き上げとなるもので、平成33年1月1日からの施行となります。

次に、第10条の2ですが、これは固定資産税におけるわがまち特例の改正になります。わがまち特例とは、地方税の特例措置について、国が一律に定めた内容を地方自治体が地域の実情に対応した施策を展開できるようにするため、自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組みです。

まず、第1項ですが、これは法改正に伴う参酌割合の見直しにより、水質汚濁防止法の汚水または廃液処理施設について、参酌割合が3分の1から2分の1に変更になったことに伴い、我が市でも改正後の参酌割合を採用し、課税標準額の割合を2分の1と定めるものです。

次に、第6項から第10項ですが、これは再生可能エネルギー発電設備に関するわがまち特例が、従来の発電方法のみによる区分から、発電方法と総務省令で定めた発電規模を組み合わせた区分に整備され、それぞれに参酌割合が示されたものです。

第6項は、出力5,000キロワット以上の特定水力発電設備について、法の参酌割合を採用し、課税標準額の割合を3分の2とするもの、第7項は、出力1,000キロワット未満の特定地熱発電設備について、課税標準額の割合を3分の2とするもの、第8項は、出力1万キロワット以上2万キロワット未満の特定バイオマス発電設備について、課税標準の割合を3分の2とするもの、第9項は、出力1,000キロワット以上の特定太陽光設備について、課税標準の割合を4分の3とするもの、第10項は、出力20キロワット未満の特定風力発電設備について、課税標準の割合を4分の3とするもので、これらについては、平成30年4月1日からの施行となります。

次に、第16項ですが、これは生産性向上特別措置法により、市が主体的に作成する導入促進基本計画に基づき、中小企業が導入する先端設備がわがまち特例に追加になったものでございます。法で示された参酌割合は、ゼロ以上2分の1以下の範囲内で条例で定める割合とされたことから、商工観光課を中心に協議した結果、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応という厳しい事業環境に対して、中小企業の経営基盤の強化について、税制面からもサポートすることで積極的な設備投資を促進し、市内経済が活性化することを期待し、投資した先端設備の課税標準割合をゼロとするものです。平成30年6月6日からの施行となります。

次に、第17条の2ですが、これは法改正に伴う項ずれの修正で、平成31年1月1日からの施行となります。

ページ戻りまして、4ページをごらんください。ここからは、たばこ税に係る改正について御説明申し上げます。第92条ですが、これは製造たばこの区分を、加熱式たばこを加え新たに創設するものです。

次に、92条の2ですが、条ずれに対応するものです。

次に、5ページですね。第93条の2ですが、これは加熱式たばこの喫煙用具を製造たばことみなす場合の条件を創設したものです。

次に、94条ですが、これは、加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、重量と価格を紙巻きたばこに換算する新方式とすること、及び平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行するものです。

加熱式たばこは、これまでパイプたばこに分類され、製品重量1グラムを紙巻きたばこ1本に換算して課税されていましたが、製品重量が軽いことから、紙巻きたばこに比べて税負担が低くなっていました。近年、加熱式たばこの販売量は急速に増加している状況にあり、今後、紙巻きたばこから加熱式たばこへの切りかえがさらに進めば、税負担格差に比例してたばこ税収も大きく減少することになるため、その製品特性を踏まえた課税方式へ見直すこととしたものです。

次に、7ページの95条ですが、これはたばこ税の税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げるもので、今回の改正では税率を1,000本につき5,262円から5,692円に改正するものでございます。

次に、96条、98条ですが、法改正に伴う項ずれ、規定の整備で、92条から98条までの改正は平成30年10月1日からの施行になります。

次に、10ページですね。第2条から、16ページ、第6条までの改正ですが、項ずれの修正、また、加熱式たばこの換算方法の段階的な移行及びたばこ税の段階的な引き上げに係る改正になります。

内容を要約いたしますと、紙巻きたばこは平成30年10月から平成34年10月までの4年間に1箱当たり60円の増税となり、加熱式たばこに関しては現在、紙巻きの1割から8割程度の税率を平成34年10月までに7割から9割程度に引き上げるものになります。また、平成27年度の税制改正に応じて講じた紙巻きたばこ3級品、わかばとかエコーとかしんせいの税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで延長することとしています。

次に、18ページからの附則について御説明申し上げます。第1条ですけど、これは各改正の施行日の説明になります。

第2条から、22ページ第11条に関しましては、市民税、固定資産税、たばこ税に関する経過措置になります。

最後に、今回の税制改正による増収への影響ですが、市民税に関しましては、控除額の改正、非課税範囲の変更が一番影響するところと考えられます。給与所得控除、公的年金控除を10万円引き下げることにより増収が見込めますが、基礎控除の10万円引き上げによる減収額が増収額を大きく上回ることで、また、非課税範囲の引き上げにより減収が見込まれることなどから、平成30年度での状況で試算いたしますと、大体1,000万円程度の減収が見込まれるのではないかと予想しております。固定資産税に関しましては、わがまち特例により新規に投資した資産について減税措置が講じられることとなりますが、このことによって事業所の設備投資がふえ、将来的には増収に結びつくことを期待しているところでございます。たばこ税に関しましては、段階的に税率が引き上げられることにより、増収が見込まれるところですが、昨今の健康志向や若者のたばこ離れ等の影響により、需要の減少も見込まれます。現制度が継続されると仮定した場合、平成34年度までは紙巻きたばこ、加熱式たばこの増税により増収が見込めますが、平成35年度からは需要の減少により減収に転じるのではないかと予想しているところでございます。

以上で、議案第2号の税条例の一部改正についての詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番中山議員。

○15番（中山五男） 税務課長、2点ほどお伺いします。

今回の改正によりまして、この加熱式たばこに関しまして、平成30年度に見込める税額はどのぐらいなのか、これが1点。

それと、例のこのたばこ税なんですけど、ことしの当初予算では1億7,800万円を計上し

てありますね。このたばこ税、決算見込み額は、もし予測できましたらこの額についてもお伺いします。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 水上税務課長。

○税務課長（水上和明） ただいまの中山議員の質問にお答えいたします。

まず、加熱式たばこに関し見込める税額ということでございますが、現時点で、大変申しわけないんですが、たばこ税における加熱式たばこの割合を算出することができないため、具体的な数字はお示しできないんですが、現在の制度を継続すると仮定いたしますと、平成34年度までは増税による増額が見込まれます。済みません、今のところちょっと具体的な割合がわからないものですから、数字はお示しすることがちょっとできません。申しわけございません。

それと、たばこ税の平成29年度の……。

○15番（中山五男） いやいや、平成30年度。

○税務課長（水上和明） 失礼しました。平成30年度の決算見込み額ですね。今のところ、平成30年度の決算の見込み額ですけども、1億8,100万円を見込んでいるところでございまして、平成29年度の決算見込み額が大体1億7,100万円と予想されますので、29年度の決算と比べると約1,000万円程度の増額を見込んでおるところでございます。

以上です。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑はないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 議案第2号 那須烏山市税条例等の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6 議案第3号 那須烏山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第6 議案第3号 那須烏山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第3号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、放課後児童支援員の資格要件の拡大及び放課後児童支援員の学校の教諭となる資格を有する規定の明確化を図るため、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、こども課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

神野こども課長。

○こども課長（神野久志） それでは、命により、ただいま上程いたしました本条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案書に添付しました本条例の新旧対照表の1ページ目をごらんください。具体的には、第10条の放課後児童支援員の配置に係る同条第2項第4号部分の改正と、新たに同項に第10号を加えるものの2つの点でございます。

まず、1点目の第4号につきましては、現行では「学校の教諭となる資格を有する者」を放課後児童支援員の基礎資格要件としておりますが、今回これを「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」に改正することにより、教員免許を取得したことのある者であれば、その後に教員免許の更新を受けておらず有効期間を経過している場合であっても、放課後児童支援員になれる基礎資格要件があることを明確にするものでございます。

続きまして、本条例の新旧対照表の2ページ目をごらんください。2点目の第10号につきましては、平成29年12月26日に閣議決定されました「平成29年度の地方からの提案等に関する対応方針」において、放課後児童支援員の基礎資格要件について一定の実務経験があり、かつ市町村長が適当と認めた者に対象を拡大することとし、平成29年度中に省令を改正するとされたことを受けて、新たに「5年以上、放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めた者」を新設するものであります。

これにより、従来は本条例第10条第3号にもございますとおり、高校卒業者であって2年以上、児童福祉事業に従事した者が最低限の基礎資格要件であったところですが、例えば中学卒業者の方であっても、5年以上、放課後児童健全育成事業に従事し、市長が適当と認めれば放課後児童支援員になれる基礎資格要件を有するようになるものでございます。

なお、今回の第4号の改正、第10号の新設も含めまして、本条例の第10条第2項第1号から第10号の基礎資格要件に該当する方が放課後児童支援員になるためには、これは経過措置の関係もあるんですが、平成32年3月31日までに都道府県が行う研修を修了する必要があることを申し添えいたします。

以上、条例改正の詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

8番滝口議員。

○8番（滝口貴史） ちょっとよくわからなかったんですが、済みません、私が勉強不足なので申しわけないですが、この4条というのは、今までに教員免許を持った人であればなれるということ、学校教育法ではなくて、免状を持っていればいいということですよ。免状を資格。これは今まで過去にということで、何年経過してもオーケーということですよ。それと、この10条、今、経過期間もありますけども、現在の規則では那須烏山市では今までの規則ではなれないということですね。この5年というのは今までたっていないから、中学校卒業者でも、この放課後児童クラブの先生をやっていなかったということですよ。資格要件でいくと。今までは。

それと、この10条、今、経過期間もありますけども、現在の規則では那須烏山市では今までの規則ではなれないということですね。この5年というのは今までたっていないから、中学校卒業者でも、この放課後児童クラブの先生をやっていなかったということですよ。資格要件でいくと。今までは。

○議長（沼田邦彦） こども課長。

○こども課長（神野久志） ただいまの滝口議員の質問にお答えいたします。

今回、5年の要件を満たす方ということで、例えば中学卒業の方で5年以上経過した方が補助員という形で仮におられたとしても、今までは該当にならなかったんですが、今回のこれを受けまして、今後は該当ということで、都道府県の資格要件を受けることができるようになる

ということでございます。

○議長（沼田邦彦） 8番滝口議員。

○8番（滝口貴史） 要は、今までは、だから補助員という方がいて、その方が5年ないし5年以上勤めていればなれるという要件資格でよろしいんですね。確認ですけどね。研修を受ければということ。

○議長（沼田邦彦） 神野こども課長。

○こども課長（神野久志） 今までですと、第3項にありますとおり、第3項に該当する方だと2年以上の児童福祉事業に従事したこととか、それ以外の各項の要件ですと、物によっては年限の定めはない形で来ていたというものでございます。

○議長（沼田邦彦） 8番滝口議員。

○8番（滝口貴史） じゃあ、補助員さんが終わって5年たって、指導員にはなれて、今度は晴れてなれるという確認でよろしいですね。

○議長（沼田邦彦） 神野こども課長。

○こども課長（神野久志） そのとおりでございます。

○議長（沼田邦彦） 9番小堀議員。

○9番（小堀道和） この改正は、いろんな背景で改正をするわけですけど、今までなかなか支援員が見つからないということで苦勞していたのが、今回の改正でどのぐらい対象にできるのかという見通しはどうですか。

○議長（沼田邦彦） 神野こども課長。

○こども課長（神野久志） 今後ということで、現在、その補助員という位置づけにはなるかと思いますが、4名ほど今後なるかなという方はおられます。中卒以上というか、中学校卒業程度ということで4名の方がおられますけれど、そのうち既にこの5年以上の要件を満たしている方は2名おられます。

○議長（沼田邦彦） 9番小堀議員。

○9番（小堀道和） そういうことでもいいんですけど、これで十分か、それともまだ不足なのかというのはどうですか。

○議長（沼田邦彦） 神野こども課長。

○こども課長（神野久志） これにつきましては、需要といたしますか、各学童クラブさんの申し込みの状況等により変動もあったり、ただ、やはり当然、支援員とか補助員という形で従事されている方もいろいろな御都合で退職されたりとか、その補充を日々必要に応じて委託法人のほうで行っておりますが、なかなか……、今の時点ではもちろんその条件は満たしておりますけれど、今後、当然その受け入れの条件によってはその確保というのは必要になってきま

すし、これを受けて、その範囲が広がったところではございますけど、やはり応募を求めて、その応募に対してどれだけ応募いただけるかということで変わってくるところでございます。

○9番（小堀道和） 了解です。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 3点ほどお伺いします。

市内の放課後児童施設で勤務する放課後児童支援員の数、現在何人ぐらいいるのか、これが1点。

2点目は、この総数のうち、条例でいう第10条2項4号の教員免許を有する者は何人なのか。

それと、10号でいう5年以上の経験を有する者の人員、これは何人ぐらいになりそうなのか。

それと、これは事前に通告していなかったんですが、もう一点お伺いしたいんですよ。子供の数が今、減っていますね。にもかかわらず、行財政報告を見ますと、この放課後児童施設への希望者が逆にふえております。それで現在、放課後児童施設の支援員が不足するようなことがないのか、その現状についてお伺いします。

○議長（沼田邦彦） 神野こども課長。

○こども課長（神野久志） それでは、ただいまの中山議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の支援員の総数ということで、補助の方も含めまして、現在30名ほど勤務をされております。常勤、それから非常勤というか臨時ということも含めましてですが、30名となります。

続いて、第2点の教員免許を有する方という点につきましては、6名ほどおられます。

それと、3点目の5年以上の経験を有する方ということで今、現時点でこれをクリアしている方は2名ということになります。

それと、最後の御質問なんですが、やはり子供の数は確かに減ってはいるところなんですが、やはり共働きの方がふえているということで、やはり預けたいという事情もございますから、今後についてももちろん受け入れるスペースの問題とか、それから人的な配置の要件とかはやはり必要に応じて検討していかなければならないのかなと思っております。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 一番最後の件なんですけど、放課後児童支援員、現在は不足しているのかどうなのか、その点。

○議長（沼田邦彦） 神野こども課長。

○こども課長（神野久志） それについては、不足しているところはございません。必要に

応じて、補充という形で入るといいますか、そのような体制をとっております。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 今回、放課後児童の健全育成に係る支援員の配置、これを今までは学校の教員となる資格を有する者ということが、教員免許の資格を有する者ということで緩和されたというふうに思います。それと、さらには5年以上の経験を有する者ということで、さらに緩和を進めるということですが、教員免許があるか、ないかも大事かもしれませんが、やはり学童保育として、健全に育成されることが一番大事なわけでごさいます、特に学童保育所内の安全確保というか、子供たち同士とか、支援員とか補助員が見ていないところで何かトラブルが起きないように対策というか、そういうものが必要ではないかなというふうに思うんですけども、本市としてはどのような対策を進めているのか、説明をお願いします。

加えて、烏山小学校の学童クラブですか、これはことしからこども館から烏山小学校内に学童クラブが移ったのかな。移っていないですか。これからですか。その見通しですね。どういうふうにするのか。それで移した後に、こども館としてはさらに引き続き運営を図るという考えなのかどうか、その辺の見通しについてお伺いいたします。

○議長（沼田邦彦） 神野こども課長。

○こども課長（神野久志） それでは、平塚議員の御質問の第1点目の市の対策ということでお答えいたします。

これにつきましては、委託法人のほうでも何かどこかの一学童クラブさんで問題があれば、その支援員の対応等についてどうだったかということの検証も含めまして、いろんなケースが発生した時点でその都度、対応というか、善後策を協議しておりますし、月においても最低1回はそういった情報共有という部分で協議の場を持っているところでございます。

それと、2点目の今のこども館から烏山学童3クラブの移転時期のほうなんですけど、工事のほう既に5月上旬の契約で現在進行中ですが、工事としましては、9月上旬を完了を見ておりまして、その後、移転をして、今の予定ですが、ことしの10月からということで、烏山の3学童については烏山小学校南校舎の空き教室等に移転ということで考えております。

なお、最後の3点目のこども館の今後の活用につきましては、現在、子育てサロンということで、未就学児のお子さん連れのお母さん方の交流の場でもあるということですので、当面の間はそのような形で継続して利用していきたいと考えております。

○17番（平塚英教） ありがとうございます。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないようですので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第3号 那須烏山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時05分

○議長（沼田邦彦） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第7 議案第1号 平成30年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）について

○議長（沼田邦彦） 日程第7 議案第1号 平成30年度那須烏山市一般会計補正予算

(第1号)についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成30年度那須烏山市一般会計予算の歳入歳出をそれぞれ4,268万9,000円増額し、予算総額を113億6,268万9,000円とするものであります。

主な内容を御説明いたします。

まず、歳出であります。総務費は、烏山庁舎整備費として、現在施工中の烏山庁舎屋根改修工事における軒天や外壁の欠損補修、剥落防止、屋上排水溝の防水工事が新たに必要であることが判明しましたことから、工事請負費を計上するものであります。

民生費は、生活保護総務費として、法改正に基づき生活保護費基準額が見直しされることに伴い、生活保護システムのプログラム改修経費を計上するものであります。

農林水産費は、畜産振興費として、畜舎整備などに対して交付される畜産担い手育成総合整備事業費補助金について、栃木県から内示されたことによる増額補正であります。

商工費は、観光振興費として烏山城築城600年記念、なすからすやまおもてなし手帖につきまして、引き続き観光PR強化に向けて増刷するための予算計上であります。

教育費は、文化財保護費として、烏山城築城600年記念事業に係る会場設備に関する経費や、烏山城跡見学者への配慮として臨時的にトイレを設置するための予算計上であります。ジオパーク構想推進事業費は、烏山城築城600年記念プレミアムカード作成経費などの予算計上であります。

次に、歳入であります。国庫支出金は、生活困窮者就労準備支援事業等補助金として、生活保護システム改修事務に対する補助金の計上であります。

県支出金は、畜産担い手育成総合整備事業費補助金として、栃木県の内示に伴う予算を措置したものであります。

繰入金は、不足財源として財政調整基金をもって措置いたしました。

以上、議案第1号の提案理由の説明を申し上げます。何とぞ慎重に御審議の上、可決、決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番中山議員。

○15番（中山五男） 2点お伺いします。

まず、歳出のほうの10ページの烏山庁舎の整備費についてお伺いしたいと思います。現在の請負額は、たしか1,875万円じゃないかと思います。それで今回、800万円を補正しまして、合わせて補修費2,675万円になるわけなんですけど、以上で当分の間、烏山庁舎の修理は必要としないのかについて、これ、またいつどこが壊れるかわからないかもしれませんが、この辺のところを1点お伺いします。

次に、12ページの畜産振興費なんですけど、今年度の事業費は繰り越し分が2,100万円ありましたね。当初で4,200万円ほど。それで今回が2,600万円ですね。合わせますと9,022万1,000円になるのではないかと思いますね。畜産振興費ですよ。それで、今後の残事業、まずことしの補正があるのか、ないのか。それと、これは平成31年、来年度で完成というふうに先ほどの課長の説明の中でありましたが、そうしますと来年度の事業費というのは、およそ幾らぐらい見込めるのか。

以上、お伺いします。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 工事を担当しています私のほうから、烏山庁舎の修繕工事について説明します。

中山議員が先ほど言った1,875万円というのは、消費税抜きという金額で、現在2,025万円という請負金額で施工しております。

今回、上程しました補正予算の800万円の内容でございますが、先ほど繰り越しの報告であった平成29年度の工事につきましては、昨年度12月の補正予算をいただきまして、現在、施工しているんですが、それは主に29年の10月に外壁が落下しまして、その分の補修工事が繰り越し分でやっております。

今回、上程しました800万円の工事内容につきましては、こちら、その後、現在の工事は請負契約を締結してから、烏山庁舎の1階と2階の分の軒天が落下しまして、そちらの補修工事と、あと2階の窓上の外壁、こちらの補修工事が800万円でございます。こちら、2月に落下しまして、そのときはこれから繰り越し分の工事がありましたので、360度足場をかけて、脆弱な部分を全て点検して、今回、これだけ補修すれば当面は大丈夫だろうということで、今回800万円を計上させていただきました。

ただ、烏山庁舎につきましては、皆さん御存じのように昭和36年に築造ということで、現在57年ほど経過しておりますので、とりあえず今回、実際、足場をかけて目視、打音等の検査をしまして、このぐらいやっておけば当面は大丈夫だということで、今回800万円を計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） 12ページの畜産振興費でございますが、ただいま中山議員おっしゃられました繰越額2,192万円、それから当初予算が4,221万6,000円と今おっしゃいましたが、この中には食肉センターの整備費も、補助金も入っておりますので、畜産担い手の金額ですと3,937万円が当初予算でございます。

今回の補正が2,608万5,000円でございます。繰越額と合わせますと8,737万5,000円という数字になります。これが平成30年度の全体の補助事業分、いわゆるこれはトンネル事業ですから、補助分として国・県のいただける補助金として、一般会計に入ってくる予算でございます。

来年度、平成31年度の見込みでございますが、補助金分としまして、国と県の補助分が約1億4,800万円ほど予定をしております。

平成30年度は、繰り越し事業の方と合わせて3軒、事業に取り組みます。平成31年度については2軒、取り組むことになります。

以上が、予定と合わせて今年度の事業でございます。よろしく申し上げます。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 平成30年度の一般会計の補正予算でございますが、13ページの12、13、農地費の多面的機能支払交付金事業費でございますが、これは何団体にどのような交付をされているのか。それで今回、この補正をした178万4,000円ですか、これについての内容についても御説明をお願いしたいと思います。

9の災害対策費でございますが、防災行政情報通信管理費が2万2,000円ということでございますが、これについてはどういう内容なのか御説明をお願いしたいと思います。

次に、境小学校の教育振興費ということで6万8,000円というふうにあります。備品購入ということでございますけれども、何を購入されるのか、説明をお願いしたいと思います。

その下の需用費の中で、文化財保護ということで、烏山城築城600年というのが予定されておまして、252万7,000円ですかね。これはトイレを設置するというようなお話なんですけれども、大体どのところにトイレを設置される予定なのか、説明をお願いしたいと思います。

14、15でございますが、ジオパーク構想推進事業費でございます。53万7,000円ということでございまして、土曜日と日曜日、ジオパークの学会会議並びに報告会、専門部会というようなものがやられて、私は土曜日の部分しか出られなかったんですけども、非常に中身の濃い立派な学会会議ではなかったかなというふうに思われます。

特に、地球的規模での歴史の中で、日本列島の生い立ちというか、そういう中でこの関東地域の生成の仕方、それがこの那須烏山市の中にジオサイトとしてそれらを確認できるようなサイトをつくって、こういうところは関東の中では那須烏山市しかないという心強い報告がありました。そういう意味で、ジオパーク構想推進を進めるのに非常に意をよくしたわけですが、こういうようなものも踏まえて、今後、ジオパークを日本ジオパークに認定いただくような方策も含めて、どんなふうに関後、進めていくのか、考え方があればお示しいただきたいなど、このように思います。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） ただいま御質問の12ページ、13ページにあります多面的機能支払交付金事業費について、お答えいたします。

今回の補正につきましては、今年度、新規地区の認定が1地区ございました。その分の178万4,000円の補正でございます。現在、10地区取り組んでございます。今回、1地区を加えて11地区が事業に取り組むこととなります。

当初予算では、2,198万円ございまして、今回の補正を加えまして、トータル2,376万4,000円という事業費となります。

事業の内容につきましては、まず1つ目に、農地維持支払交付金という、これは国の事業でございしますが、簡単に言うと地域で草刈り、水路の共同作業、そういったものにいただけるものと、あわせて資源向上ということの部分で、水路・農道の軽微な補修、これらに対して田んぼ、畑それぞれに決められた単価で交付をしているところでございます。よろしいでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 私のほうから、消防行政情報通信管理費、こちらのほうの説明をさせていただきたいと思っております。

これは、E-m-Netといまして、国のほうから緊急情報が送られてくるシステムがございまして、これの無停電電源装置、こちらの電池が5年たったものですから切れたということで、交換用のバッテリーの購入ということでございます。

○議長（沼田邦彦） 岩附学校教育課長。

○学校教育課長（岩附利克） それでは、境小学校教育振興費の備品購入費6万8,000円について御説明申し上げます。

境小学校の、1つは時計がちょっと壊れてしまったということで、時計を1つ買います。そのほかは、音楽用の楽器なんですけど、ボンゴという太鼓なんですけど、ボンゴとボンゴスタンド、それとスネアドラム、それを購入予定でございまして。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 糸井文化振興課長。

○文化振興課長（糸井美智子） 私のほうからは、文化財保護費、こちらについて、トイレの設置ということでお答えしたいと思います。

まず、烏山城築城600年記念事業のメインな講演会等の部分につきまして、実行委員会のほうを進めていく中で、最終的にその会場を烏山女子高の跡の体育館というか、烏高の金井キャンパスをお借りして実施することに今のところ変更ということ決定いたしました。

それに伴いまして、既存のトイレでは足りないということで、そちらのほうに仮設のトイレを設置するというのが1つと、それから烏山城の登り口、七曲のところの登り口のところにメインに御案内しておりますが、そこに期間限定で設置できればと考えて、このたび補正のほうをお願いしたところでございます。

それから、ジオパーク構想のほうにつきましては、私も前半ですが、学会のほうを聴講してまいりました。確かに盛り上がり方はすばらしいというふうと一緒に感じたところです。

今後の推進に当たりましては、さきの協議会の決定もありまして、今まで全く足りていないというような指摘を受けて、地道に活動を進めていくという中で、学校教育部会等、教育のほうに力を入れていくというのがまず大前提でございます。土曜、日曜の学会に出席されていたジオパーク構想のメンバー等々、代表的なメンバーでございます。その方たちと意見交換をしながら、ジオサイトの整備等についても参考にいろいろ意見交換して進めていきたいと考えます。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 最後のジオパーク構想推進につきましては、市長もその催し物には挨拶で行っていますし、また、各専門的な学術発表についても、市長も受講されていたというふうに思いますので、この辺の考え方についてお示しいただければと思います。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） まず、荒井議員と平塚議員、御聴講ありがとうございました。本当に。私自身もあんなに那須烏山市の地層や地形を褒めていただけたとは思わなくて、とてもいい講演を聞かせていただきましたという感じがしました。ジオパークということで、ちょっと勇み足だったのかなと思ったところ、あのようにはほかの大学の先生方、あと県の博物館の方々がすごく後押しをしてくださっているということを実感で感じましたので、子供たちの学習の場だけではなく、地域でも発展できるような何かを持っていけたらいいなと思っております。

ただ、その構想に入れるかどうかは、うちのほうの段階としてはまだまだなのかなと思っておりますので、その未熟さを解決していくよう、ちょっと推進していきたいなと思っておりま

す。よろしくお願ひいたします。

○17番（平塚英教） ありがとうございます。

○議長（沼田邦彦） 12番洪井議員。

○12番（洪井由放） おもてなし手帖ですか、これを増刷するんだというようなお話かなと思います。これは何部増刷して、どの辺のところに配布といいますか、置いておくのか、その辺のところ。

また、これに持っていくから、減っていくからどんどん増刷はするんだと思うんですが、これによってどんなような効果があったんだというところの検証がなされているのか、その辺、検証されているとすればこういう効果があったよというところをお示しいただければなど、こういうふうに思います。

○議長（沼田邦彦） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） ただいまの洪井議員のほうの御質問にお答えします。

おもてなし手帖につきましては、これまで1万1,000部を作製しました。山あげ会館、龍門ふるさと民芸館、大金駅前交流館等観光施設を初め、烏山駅、金融機関等に備えつけたほか、各種イベントにおいて配布しております。

また、新聞等への掲載もありましたことから、非常に好評ということで、備えつけがすぐになくなってしまふような状況で、現在、1万500冊ほど配布され、残りがわずか500冊となっていることから、10月14日の築城600年の記念イベントに向けて増刷をしていきたいと考えております。

また、4月末日に各店舗からのアンケート調査というのを、中間アンケートなんですけれども、こちらのほうの調査を実施しました。約40店舗ほどのおもてなし店のほうが掲載されているわけなんですけれども、回答のほうが30店舗しか集まらなかった状況です。その中におきましては、おもてなし手帖を使ってサービスを受ける観光客は余り多くなかったということです。ただし、手帖の存在が余り知られていないというようなことも意見としてありまして、今後の取り組み次第では一定の効果が期待できるかなと思っております。

また、事業者のほうからみずから積極的にPRすることによりまして、おもてなし手帖の利用客の増加に努めているような事業所もありました。そういったことから、今回、1万部の増刷を考えております。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 12番洪井議員。

○12番（洪井由放） みんな持っていくんだけど、なかなかお店のほうへ足を運んでもらえないというような率直な話かなと思うんですね。

それでもう一つ、今すぐやってくれとは言いませんが、何か知恵を出して、せっかく増刷するのであれば、それが地域に行き渡るような、同じことをするのではなくてアイデアを募ったり、ひねり出したりといいますか、そういうふうにしてみたらいかがかなと要望いたしまして、答弁は結構ですので、お願いできればと思います。

○議長（沼田邦彦） 9番小堀議員。

○9番（小堀道和） ちょっと確認の質問をいたします。先ほどのジオパークなんですけども、私もこの地形は日本の中で本当に特異な例だということを感じて、やっぱりやるべきだという数少ない議員の1人だったと思うんですけども、その中で、この件に関してはジオパークの認定を受ける活動を推進するのとか。僕は推進してほしいなという気持ちがあって質問したときに、たしかそのときの回答は、しないというふうに認識を私に示したんですけど、今の話だと、そこのところって一体どうなっているのかなと、僕自身ももやもやしているので、市長のほうからもこんな考えでというのをやらないと、何かコンセンサスが得られないんじゃないかなと思うので、その辺の方向性だけちょっと教えてください。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 実はジオパーク構想って、認定されると実はお金が結構かかるんですよ。事実。それで継続するに当たっても。それよりは、今までずっと審議していて、本当にうちに向いていると、例えば観光資源になるとかいろんなのができてきてからでも、要するにこっちの地盤がきちんとできてから入会するというか、入るといってもありなのではないかなと思っています。

入ってしまうと、ポスターとかいろんなものだけ届いて、結構な出費になるという話も聞いていますし、全国の協議会にも出席するようになってしまうんですね。そういうものやっっていくほど、うちのキャパがあるのかと、そういうのも今の段階では審議していますので、認定をとろうという方向では、極端にまでは進んでいません。

ただ、やめる必要はないと思っています。こんなにいいところを、やっぱり広めるいい条件があるところをつぶす必要はないので、私としては、だから学校とか生徒とか、あと地域住民とかに自分たちの市を知ってもらって、得意になって誇りに思えるようになれば、それが本当のジオパークではないかなと思うので、決して入会というか会員になるということがありきとは私の中では思っていないです。

ただ、市民がそれになろうと意気込んでくれるようだったら、それは市として考えるべきだなと思っていますので、まず盛り上がりが出てくるようになれば、入会とか、入っていくというのもあると思いますが、今の段階ではそれを絶対目指す、認定を目指すというほど意気込みはちょっと私自身にもないところはあります。申しわけないなと思いつつながら。

ただ、捨てるべきものではないので、なかなか認定は難しいみたいなので、本当に、とりあえず努力はしていきたいなと思っております。

○議長（沼田邦彦） 9番小堀議員。

○9番（小堀道和） 確かにこれ、認定を受けるためには、各団体の先生の話の聞いたら、まず事務局体制は4人は最低必要と言われました。

それと、本当にこれはまちおこしでないと話にならない。そのまちおこしがうまくいっているかどうかという審査は、まちに出て行って、おたくのジオパークはどういう感じなんですかと一般の市民に話をして、3人連続が「何だそれ」と言ったら、そこでもう審査は終わりだという冗談を言われたんですけども、やはりハードルはすごく高いんですけども、ただ、うちのこの財産として、資源としてはすばらしいなということはやっぱりみんなに知ってほしいし、子供たちに我が町自慢はというと、大人のほうが先に「うちはない」なんて言っちゃうんだけど、とんでもないところをみんなで共有して、やっぱりこのすばらしさを自慢できるような、教育に使うとかそういう方向性とか、やっぱり市民にももっと、もっと訴えて、盛り上げるような活動をぜひお願いしたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。答弁は結構です。

○議長（沼田邦彦） 16番高田議員。

○16番（高田悦男） 平成30年度一般会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

11ページ、総務費の中で12番、地域交通対策費、委託料13万3,000円、JR烏山線利用促進事業費の内容についてお尋ねいたします。

○議長（沼田邦彦） 佐藤まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐藤博樹） JR烏山線利用促進事業費の中身についてお答えします。

現在、烏山線上り最終は、21時53分でございます。それ以降の電車はないことから、これから山あげをPRするに当たり、夜の山あげを見ていただくには、その便ではどうしても早過ぎるということから、JRと今、協議をしているところなんですけど、多くのニーズがあれば臨時便も検討する価値はあるというお答えをいただいております。

したがって今、ACCUMは走らせられませんが、臨時バス最終便というのを10時台、夜の22時台に金、土、日に1便ずつを予定しております。それに伴ってどのようなニーズがあるのか、多くの意見がもし出るようであれば、それをもとにJRと交渉し、平成31年度に向けた実現可能な対策を練っていきたいということでもあります。

大型バス1台を27、28、29日、1便ずつ走らせるという予算になっております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 16番高田議員。

○16番（高田悦男） そうしますと、山あげ祭に関して、3日間だけの考えということですね。

この前もたしか私、発言したと思うんですが、JR東日本の路線の中には、64路線あります。烏山線も含めまして64路線ですね。その中で、東日本の大宮支社管内、1日の乗降客2,000人未満という路線は、烏山線ただ1つなんですね。この利用対策、進めていかなければ、もしや以前のような廃線の憂き目に遭うのではないかと大変危惧しております。これらの考えについてどのような方策を持っているか、お尋ねいたします。

○議長（沼田邦彦） 佐藤まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐藤博樹） 今回の補正予算につきましては、山あげ祭に絞った対策でございます。今、高田議員からお話があった点については、現在、まちづくり課内でどのような利用向上、実際の対策がとれるか検討している最中でございます。来年度のダイヤ改正等に当たっては、市の考えも組み入れていただけるよう今現在、JR東日本大宮支社に協議をしている段階でございます。

その時期を待って、発表できるときにはお話をしたいと思いますが、基本的なダイヤの仕組みは現在と変わらないんですが、現在、烏山線下り、9時30分から11時30分の間に烏山着の便がないということで、非常に不便を来しております。したがって、その間の通常のダイヤ改正については、前から申し入れているところなんですが、その辺に実現可能かどうかの協議は現在しているところであります。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 16番高田議員。

○16番（高田悦男） 確認するのを忘れていましたので、先ほどの山あげ祭の際の臨時バス、停車する駅はどういう考えで今、計画しているところなんでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 佐藤まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐藤博樹） 具体的な内容についてはこれから詰めたいというふうに思っておりますが、基本的には烏山駅から宇都宮駅までの直通のバスを考えてございます。

ニーズ、これからの調整によりますが、途中の大金駅、宝積寺駅、仁井田駅、主要の大きなところが停車必要であると確認した場合は、そこらも経由するようなものは検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 13番久保居議員。

○13番（久保居光一郎） 先ほどの小堀議員の質問に対して、川俣市長のジオパークに関する見解、なかなかこれは認定を受けるのは難しいと、今の現状で、今ある資源を市民の方々

を中心に、また外部のそういう有識者の方の知恵もおかりして、地道に進めていけばなという事、私は賛成でございます。それについては賛成でございます。

それから、先ほど渋井議員のほうから、おもてなし手帖についてどのくらいこれが利用されているんだ、また、効果があるんだというようなこともお話申し上げましたけれども、それをもうちょっと大きくくりにして、いろんな今、事業をやっているわけですね。その一つ一つの検証がされているのか。今、高田議員からも、山あげ祭の臨時便のことについてもまちづくりの課長も言われましたけれども、いろんなことをやるのは結構でありますけれども、どうも新しい市長になってからも、今まで務めていただいた大谷市長の路線がそのまま継続される、また、むしろ拡大されていくようなところがあるんじゃないかなというふうに私はちょっと危惧をしているところであります。

川侯市長は、今までの市政を改革する意味から、大きく財政削減をするんだというような公約があるわけでありましてけれども、やはりそれをするには、もう一度、今この言われた観光の事業もそうですけれども、多岐にわたっての行政が行っている事業、それから補助金に対するもう一度、行政コストの見直しとか、経済効果の見直しとか、それを私はもう既にやっているのかと思います。これは絶対やらないと、今度の川侯市長のもとにおける予算組みの場合にはどのくらい削減するのかとか、そういうものも出てこないと思いますので、その辺の見解、それから、ジオパークについてはジオパークで成功して、それで目に見えるような経済効果が上がっている、成功した、そういう全国の中の自治体があったらば、教えていただきたいなと思います。

○議長（沼田邦彦） 川侯市長。

○市長（川侯純子） いろんな意味でのいろんな事業がありますので、補助金などもかなり削減させていただいたり、検討したりさせていただいています。一気にできないものもありますので、その辺は経過を見ながらしていきたいなと思っております。

また、ジオパークのほうは、先ほど言ったように急にはできないことだと思いますので、確かに成功例もあると思いますが、脱退しているところなんかも出てきていると聞いていますので、それは慎重に考えていきたいなと思っております。

成功例とかは、じゃあ、課長のほうから報告していただきたいと思っております。

○議長（沼田邦彦） 糸井文化振興課長。

○文化振興課長（糸井美智子） ジオパークの関係で、成功例といいますが、私もちょっとどこというのわかりませんが、基本的にユネスコ世界ジオパークということで、そちら、認定されているところについてはきっと成功しているんだろうなということで、内容を見ますと、私も去年、全国大会のほう、出席させていただいてあれですけども、ガイドというか、

そういうところの皆さんがしっかり組織してお金もうけというか、経済効果にもつながるような活動をしているというところが、成功といえれば成功なんじゃないかなというふうには個人的には考えます。

○議長（沼田邦彦） 13番久保居議員。

○13番（久保居光一郎） ジオパークについては、認定を受ければ、今、課長の答弁だと成功だということでありますけれども、私たちも所管の委員をやっていたときに、下仁田とか、それから私は個人的にも下仁田、委員をやっていたときに見に行ったところは、下仁田のジオパークとか、それから秩父の夜祭の次の日に見た秩父のジオパークとか、見ましたけれども、あの当時の全議員、行かれたと思うんですが、お祭りの次の日であっても秩父においてはジオパークの関連の施設、資料館、それからその周辺のこの崖のああいうのも余り見に来ている人はいなかった。それは認定を受けたから成功といっても、なかなかそういうふうには私は捉えておりません。

それから、うちの1つの大きなイベントであります山あげ祭も一昨年、ユネスコ遺産登録になったわけでありますけれども、やはりこれもただユネスコ遺産登録になったのが成功でなくて、それを機にどれだけほかの人に来ていただいて、多くの観光客に来ていただいて、そして経済効果を出すかというところまで引き上げていかないと、登録になったから成功だとか、あれもやっているから成功だとかという話ではない。まして本市は本当に財源が厳しいわけですから、そういうこともよくわきまえて、やはりそのチャンスを一つ一つ物にしていく、そういう覚悟と取り組みが必要なんじゃないかなと思うんですが、市長、いかがでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） ユネスコのほうも登録になりましたから、それに対して、逆に言ったら市民の方々にも興味を持っていただきまして、いろんな意味でのおもてなしができるようにと思い、このおもてなし手帖をつくりました。それによって、割引を考えてくれたり、サービスをしてくれる商店なんかもふえてきていますので、そういうことからでも少しは違うのかなと思っております。ただ、それが進展するまではどのぐらいの期間がかかるかが、まだ始まったばかりなのでこれからが大切なことだと思っております。

ジオパークは、承認ありきでは全然思っておりません。もう承認されているぐらいの地形は持っています。ただ、知識と、うちに誇りがないだけであって、それを育てていくのがこれからのジオパークに向けての構想であって、認定ありきとは思っておりません。認定されたからって人が来るわけでもないの、よほどの火山帯とかそういうところでないと、本当に来ていません。なかなか難しいので、よろしく願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井議員。

○4番（荒井浩二） ジオパークに関連した質問なんですけれども、現在、幼稚園や保育園なども含めた教育現場、小学校、中学校、高校などでジオサイトなどを見学するなどの取り組みみたいなものは行われているのでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 糸井文化振興課長。

○文化振興課長（糸井美智子） ただいまの質問にお答えします。

学校教育部会というのがジオパーク構想推進協議会の中にあリまして、その中で、小学校は各校とも実施していただいております。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井議員。

○4番（荒井浩二） ちなみに年何回ほどで、こういったところを見学されているのでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 教育長。

○教育長（田代和義） 年間計画の中で、各学校何回ということはちょっと今、把握しておりませんが、ジオサイトについては市内に13カ所以上あるわけですので、各学校で近くのジオサイトに見学に行っていると。先ほど課長のほうから説明ありましたように、教育部会のほうで、特に現在というか、これまでは南那須中学校が中心でございましたので、ことしは烏山小学校のほうに他地区から理科専門の教員を異動させまして、ジオサイトのほうを中心に、また一緒にやっていくようにというような指示をしているところでございます。

南那須中学校の活動については、先日、新聞に出ていたように、文部科学大臣賞をとったと。これはジオサイト関係の発表ということで、その活動ということですので、御報告させていただきます。

○議長（沼田邦彦） 糸井文化振興課長。

○文化振興課長（糸井美智子） 小学生の見学につきまして、去年は、まず教職員の方、指導者の方を対象に1回実施しました。そのほかには、各校1回だったと思います。ちょっと記憶で申しわけありません。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井議員。

○4番（荒井浩二） 細かい質問で申しわけないんですけど、ちなみに遠足などのコースに含まれていたりするのでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 遠足のコースにジオサイトという形では入っておりません。ただ、烏山龍門の滝その他、地区によってはジオサイトの脇を歩いて行くとか、そこが中心地ということになっていますので、その際にはそういった説明をさせていただいております。

○議長（沼田邦彦） 7番矢板議員。

○7番（矢板清枝） 質問をさせていただきます。

民生費の中で、生活保護費のシステム改修を行うということで、システム改修を行ったことにより、どんなことが変わるのかというのを伺いたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 稲葉健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉節子） 生活保護費の支給については、定期的に見直しを図っております。現在の経済状況等にあわせて、さまざまな生活の扶助費、それから児童の養育関係の加算とかを見直しておりますので、それに伴うシステム改修でございます。

○議長（沼田邦彦） 7番矢板議員。

○7番（矢板清枝） この生活保護を受けるときに、相談に来られると思うんですけども、この相談を、生活保護にならないための支援体制、就労支援、そのようなものを行っていると思うんですが、これに関しての充実を図っていくとか、それをしっかりもう少し支援者を生活保護にならないための支援を行っていく……、充実を図っていかなければ今後8050ということで、ちょうど80歳代の親が50代の子供の面倒を見ているという、そういう時代がありまして、親の年金で暮らしている方が、今後、親が亡くなった場合、生活保護のほうに移行するような形が多く見られるのではないかというのが危惧されているんですけども、本市でもその部分をしっかりと強化していかないと、そこに扶助費がとてふえていくと思うんですね。その充実をどのように考えているのかということもあわせて伺いたいと思いますが。

○議長（沼田邦彦） 稲葉健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉節子） 今、議員から御質問のあった、例えば8050、80歳の親が50歳の子供を、というような問題についても、すぐということではないんですけども、生活保護のほうには就労相談員というものを設置しております。ハローワーク、それから就労できる場所への相談には十分に対応しております。

ただ、たくさん就労できる場所があるかということについては、市内にはちょっと限られているということで、そこら辺をまた広げていく必要はあるのかなということをお考えますと、やはり他機関との連携を進めていく必要はあるというふうに考えております。

今後も就労相談員を中心に、就活できるような場所を広げていきたいというふうに考えております。

○議長（沼田邦彦） 7番矢板議員。

○7番（矢板清枝） では、ぜひともその部分を強化していただいて、連携をしていただきたいと思います。要望いたします。

以上です。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第1号 平成30年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（沼田邦彦） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議はあす午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでございました。

〔午前11時53分散会〕